



「TDB電子認証サービスTypeA」を活用した電子申請



2021年1月
株式会社帝国データバンク
業務推進部サービスサポート課
課長補佐 小田嶋 昭浩
TDB企業コード：986700000
法人番号：7010401018377



※本資料の一部、全部を問わず、株式会社帝国データバンクの承諾なく、引用・複製または第三者へ開示することを禁じます。
※本資料の画面および機能は、一部変更となる場合があります。
※個人情報の取り扱いについては、こちらをご覧ください⇒ <https://www.tdb.co.jp/privacy>

TDB電子認証サービスTypeについて・・・3

TypeAで利用可能な電子申請システム一覧・・・4～12

- ・ 府省（物品・役務）への電子入札・電子契約（調達ポータル）
- ・ 国土交通省への電子入札・電子契約 地方自治体への電子入札
- ・ 官公庁への電子申請・情報検索（e-Gov）
- ・ <参考> 2020年4月からの特定法人に関する電子申請義務化
- ・ 国税電子申告・納税（e-Tax）
- ・ e-Tax：大法人の「法人税等」における電子申告義務化
- ・ 地方税ポータルシステム（eLTAX）
- ・ eLTAX：大法人の「法人税等」における電子申告義務化

申し込み関係等・・・13～16

- ・ 申込必要書類
- ・ 価格・有効期間
- ・ よくある質問（TypeA）
- ・ TypeA購入前の注意事項とお問合せ先

■ サービス特徴

- 日本国政府の認定を受けた電子署名法に基づく認定認証業務
- 年に1回指定調査機関による厳格な認定更新調査、および外部の準拠性監査を受けて運営
- 電子署名法に基づき申込者に関し、住民票、印鑑登録証明書による厳密な本人確認を実施
- 申込者の所属する組織についても、登記事項証明書、印鑑証明書などの公的書類を確認
- 秘密鍵をICチップ内に格納しセキュリティを確保（耐タンパー性）

■ お申込みいただける方

- 日本国内に住民票があり、日本国内に法人登記されている組織に勤務されている方
- 日本国内に住民票があり、日本国内で事業を営む個人の方（個人事業主）



コロナ過により、外出せずに実施可能な電子申請が注目されています。

「TDB電子認証サービスTypeA」で発行される電子証明書（ICカード）は、以下の電子申請システムに利用いただけます。

1. 府省（物品・役務）への電子入札・電子契約（調達ポータル）

<https://www.p-portal.go.jp/>



2. 国土交通省（工事・業務）、電子契約システム、全国地方自治体への電子入札



3. 官公庁への電子申請・情報検索（e-Gov）

<https://www.e-gov.go.jp>

e-GOV ポータル

4. 国税電子申告・納税（e-Tax）

<https://www.e-tax.nta.go.jp>



5. 地方税ポータルシステム（eLTAX）

<https://www.eltax.lta.go.jp>



1.府省（物品・役務）への電子入札・電子契約（調達ポータル）

府省の物品・役務（および一部の公共事業）に関し、調達情報の確認・入札・契約をインターネットで実施可能です。府省の統一資格審査申請も実施可能です。



The screenshot shows the homepage of the Procurement Portal. At the top left is the logo and name '調達ポータル' (Procurement Portal) with a subtext: '調達情報の確認・入札等を、インターネットを利用して行うことができます。' (You can check procurement information and place bids using the internet). To the right are links for '操作マニュアル' (Operation Manual) and 'FAQ・お問い合わせ' (FAQ/Contact Us), and a 'ログイン' (Login) button. Below the header is a 'MENU' button. The main banner features the portal's logo and name, followed by the text '調達情報の確認、入札等を行うことができるサイトです。' (This is a site where you can check procurement information and place bids). Two buttons are present: a red one for '利用者登録はこちら' (Click here for user registration) and a white one for 'あなたへの通知を確認' (Check notifications for you). Below the banner are four circular icons representing key functions: 1. Search for procurement information and business information (magnifying glass icon). 2. Place bids and contracts (handshake icon). 3. Perform unified qualification-related business (document icon). 4. Manage business and user information (pencil icon).

<https://www.p-portal.go.jp/> から一部抜粋して引用

2.国土交通省への電子入札・電子契約 地方自治体への電子入札

国土交通省の電子入札・電子契約が可能です。

また、地方自治体の「工事・業務」や「物品・役務」に関する電子入札も実施可能です。

国土交通省電子入札システム

HOME | ご利用ガイド | サイトマップ | 文字サイズ 小 中 大

TEL 03-3505-0514
9時～17時(土日祝・年末年始除く)

電子入札とは	電子入札運用基準	操作マニュアル	電子入札システムのご利用について	電子入札稼働環境	FAQ
--------	----------	---------	------------------	----------	-----

【重要なお知らせ】 電子入札システム新方式について
令和2年9月23日(水)より、新方式の電子入札システムの運用を開始しました。対応作業がお済みでない場合は、以下をご確認の上、対応をお願いします。

[電子入札システムのご利用について](#)

新着情報
▶ [\(復旧のお知らせ\) ヘルプデスクの電話・FAX受付不可](#)

電子入札システム
電子入札システム入口
電子入札システム運用時間
9:00～18:00
土・日・祝日(振替休日含む)・年末年始(12/29～1/3)を除く

<http://www.e-bisc.go.jp> から引用

東京都電子調達システム
E-procurement system

▶ 都庁総合トップページへ ▶ 財務局トップページへ

背景色を変更 白 黒 通常 | 文字サイズ 小 中 大

入札情報サービス	電子入札	資格審査	事前準備等
----------	------	------	-------

入札情報サービス | 電子入札 | 資格審査 | 事前準備等

新型コロナウイルス工事等の対応はこちら | システムからのお知らせ | 過去のお知らせはこちら

<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/index.jsp> から引用

電子契約システム

重要なお知らせ

電子契約システムプラグインについて (2020年11月18日(水))

■「電子契約システムプラグイン」の再インストールをお願いします。
「電子契約システムプラグイン」に用いているコード署名証明書(※)について、2020年11月30日をもって失効することとなったため、新しいコード署名証明書に対応した「電子契約システムプラグイン」を公開いたしました。インストール済みの「電子契約システムプラグイン」をアンインストールし、新しい「電子契約システムプラグイン」をインストールいただきますようお願いいたします。
※コード署名証明書とは、ソフトウェアの開発元・配布元を示し、プログラムの安全性を証明するものです。

「再インストール手順」
1. 「電子契約システムプラグイン」は、[初めてご利用になる方はこちら](#)をクリックし、「4. 電子契約システムプラグインのインストール」から取得してください。
2. アンインストール手順は、[利用者登録準備編](#)の「1.6 電子契約システムプラグインのアンインストール手順」をご参照ください。
3. インストール手順は、[利用者登録準備編](#)の「1.4.1 電子契約システムプラグインのインストール」をご参照ください。

電子契約システム
契約を行う
契約業務(ログイン)

アカウント管理はこちら
利用者登録済の法人において代表者変更や有効期限に伴い、新しいICカードに情報を引き継ぐ
ICカード更新

<https://www.gecs.mlit.go.jp> から引用

東京電子自治体共同運営 電子調達サービス

背景色 白 標準 黒 | 文字サイズ 小 標準 大

入札情報 | 電子入札 | 資格審査 | 事前準備 | マニュアル

競争入札参加資格の継続申請のお知らせ

12月は、4月決算事業者の競争入札参加資格の継続申請の締切り月です。
東京電子自治体共同運営協議会に参加している区市町村等の団体の競争入札参加資格の有効期限は、事業者ごとに異なっており、審査基準日(決算日)から1年8か月です。
また、継続申請に必要な財務諸表などの郵送書類の到着から審査に要する期間、否認となった場合は、さらに申請内容の訂正・再申請の期間が必要になりますので、締切り月での申請は、20日頃までを目途に余裕を持って行ってください。

https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp から引用

3.官公庁への電子申請・情報検索（e-Gov）

行政サービスや施策に関する情報を取得できます。また電子申請も実施可能です。

例．パブリックコメントの実施、法令の検索、など



The screenshot shows the e-Gov portal interface. At the top left is the 'e-GOV ポータル' logo. To its right are language options: 'English' and a selected 'サイト内検索' (Site Search) radio button, with an unselected '行政機関横断検索' (Cross-agency Search) radio button. Below this is a dark blue banner with white text: '行政サービスや施策に関する情報をご案内します。政策に対する意見の提出ができます。' (We will guide you to information about administrative services and policies. You can submit opinions on policies.)

Below the banner is the section 'e-Govのサービス' (e-Gov Services), which contains five service tiles:

- 電子申請** (Electronic Application): 行政機関に対する申請・届出等の手続きができます (You can apply for and submit to administrative agencies.)
- 法令検索** (Law Search): 現行施行されている法令を検索できます (You can search for laws currently in effect.)
- パブリック・コメント** (Public Comment): 意見の提出や募集状況などの確認ができます (You can check the submission of opinions and collection status.)
- 文書管理** (Document Management): 行政文書ファイル管理簿の検索およびリンク集 (Search and link collection for administrative document file management registers.)
- 個人情報保護** (Personal Information Protection): 個人情報ファイル簿の検索およびリンク集 (Search and link collection for personal information file registers.)

<https://www.e-gov.go.jp> から引用

<問> 社会保険・労働保険の手続きについて、どのような法人の事業所が電子申請の義務化の対象になるのでしょうか。

(答) 電子申請の義務化の対象となる法人（特定法人）は、以下のとおり。

- 事業年度開始の時ににおける資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）第41条第1項及び第3項の規定により納付された同条第1項の当初拠出金の額及び同条第3項の売却時拠出金の額の合計額が1億円を超える法人
- 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第5項に規定する相互会社
- 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人
- 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社

4. 国税電子申告・納税 (e-Tax)

e-Tax（国税電子申告・納税システム）とは、所得税、消費税、酒税などの申告や法定調書の提出、届出や申請などの各種手続きをインターネットを通じて行うことができるものです。



The screenshot shows the e-Tax website interface. At the top left is the e-Tax logo with a character holding a document. Navigation links include '個人の方', '法人の方', '電子納税', 'お知らせ', '利用可能時間', and '各ソフト・コーナー'. Utility links include 'サイトマップ', 'よくあるご質問', 'お問い合わせ', '文字サイズ' (with '標準' and '大' options), 'ログイン', and a search icon. A main banner features an illustration of a computer monitor displaying a document, with a building icon and the text '大法人の電子申告義務化の概要について'. A '本文へ' button is in the top right. A table titled 'e-Taxの運転状況・利用可能時間' lists service hours: '月曜日～金曜日 24時間', '休祝日の翌稼働日、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時', and '休祝日、12月29日～1月3日 休止'. A '詳しくはこちら' link is at the bottom right of the table.

月曜日～金曜日	24時間
休祝日の翌稼働日、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日	8時30分～24時
休祝日、12月29日～1月3日	休止

e-TaxのWebページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/qagimuka.htm>）で、以下が参照可能です。



The screenshot shows the e-Tax website interface. At the top, there is a navigation bar with links for 'サイトマップ', 'よくあるご質問', and 'お問い合わせ'. The main content area is titled '電子申告の義務化についてよくある質問' (Frequently Asked Questions about Electronic Declaration Obligation). Below the title, there are several categories of questions, each with a dropdown arrow: '【対象税目関係】', '【対象法人関係】', '【適用開始関係】', '【対象書類関係】', '【手続関係】', '【利便性向上施策関係】', and '【その他】'. The first category, '【対象税目関係】', is expanded to show a list of questions:

1. 電子申告の義務化は、どの税目が対象となりますか。

The second category, '【対象法人関係】', is also expanded to show a list of questions:

1. 電子申告の義務化の対象法人を教えてください。
2. 外国法人は電子申告の義務化の対象法人になりますか。
3. 資本金の額は1億円以下ですが、電子申告の義務化の対象法人にはなりませんか。
4. 資本金の額が1億円超であるかどうかはどの時点で判定しますか。
5. 事業年度の途中で減資を行い、資本金の額が1億円以下となった場合は、電子申告の義務化の対象法人ではなくなるのでしょうか。
6. 法人税申告については連結納税の適用を受けている場合であっても、連結親法人の資本金の額が1億円超であるときは、連結子法人の消費税申告も電子申告の義務化の対象法人となりますか。

e-Tax : ホーム > お問い合わせ > よくある質問(Q & A) > 電子申告の義務化についてよくある質問（<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/qagimuka.htm>）から引用

5.地方税ポータルシステム（eLTAX）

eLTAX（エルタックス）は、地方税手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。以下の「納税できる税金の種類」に記載の範囲が対象です。



The screenshot shows the eLTAX website interface. At the top, there is a navigation bar with the eLTAX logo and various utility links like 'お問い合わせ', 'サイトマップ', and '文字サイズ'. Below this is a main menu with 'eLTAXのご案内', '電子申告', '共通納税', '電子申請・届出', and 'サポート'. The main content area features a large heading '地方税共通納税システム' and a list of tax types on the left. On the right, there are buttons for 'はじめてご利用の方' and 'eLTAXサービス状況', along with service hours and a helpdesk section.

エルトタックス
地方税ポータルシステム

お問い合わせ | サイトマップ | 文字サイズ | 標準 | 大 | PCdesk (WEB版) | 自治体等ページ

eLTAXのご案内 | 電子申告 | 共通納税 | 電子申請・届出 | サポート

オフィスや自宅でラクラク電子納税！
地方税共通納税システム

納税できる税金の種類

- ・法人都道府県民税
- ・法人事業税
- ・特別法人事業税
 - 地方法人特別税
- ・法人市町村民税
- ・事業所税
- ・個人住民税
 - 特別徴収
 - 退職所得に係る納入申告

はじめてご利用の方

eLTAXサービス状況

ご利用時間
8:30~24:00
土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く
※ 毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用
いただけません

ヘルプデスク
9:00~17:00
土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く

詳しくはこちら >

<https://www.eltax.lta.go.jp> から引用

eLTAXのWebページ（<https://www.lta.go.jp/files/daihojindenshishinkoku.pdf>）で、以下が参照可能です。

大法人のみなさまへ

eLTAXによる電子申告が義務化されます！！

■大法人の電子申告義務化の概要
平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書（申告書の添付書類を含む。）については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提供しなければならないこととされました。

■対象となる法人
次の内国法人が対象となります。
① 事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■対象税目

法人市町村民税、法人都道府県民税
法人事業税、特別法人事業税（国税）

■対象手続

確定申告書、中間申告書及び修正申告書

■適用日

令和2年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度から適用

■対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類のすべて

■電子申告せず、書面で申告した場合

電子申告義務化対象となる法人が、法定申告期限までにeLTAXにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

■災害その他の理由により電子申告ができない場合

インターネット回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXで電子申告ができない場合は、あらかじめ提出先地方公共団体の長に申請し、承認を受けることで、書面により申告書を提出することができます。（国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、地方公共団体の長の承認は不要。）なお、eLTAX障害時は、総務大臣の告示により、全国統一で書面による申告書の提出や申告期限の延長が認められる場合があります。

電子申告義務化に伴い、 eLTAXの利便性の向上を図ります。

別表・添付書類の追加送信機能

申告/申請・届出時に、別表や添付書類を個別に追加送信できるようになります。送信容量の制限で一度では送りきれなかったデータも、複数回に分けて送信することが可能となります。（2020年3月実施予定）

明細数上限の拡張

明細行がある帳票のうち、一部のものについて、明細数の上限を拡張します。複数回送信しなければならない場合も、様式内で記載できる明細数が増えるため、送信回数を減らすことができます。（2020年3月実施予定）

財務諸表の提出一元化

国税の電子申告時に、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、国と地方公共団体間での情報連携により、法人事業税の申告における財務諸表が提出されたものとみなします。（2020年4月実施予定）

提出方法の拡充

法人住民税、法人事業税及び特別法人事業税の電子申告の添付書類について光ディスク等による提出が可能となります。

電子申告義務化についての詳細は、 eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページは
令和元年9月24日に
リニューアルしました！

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXの利用時間

8：30～24：00
（土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く。）
※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日のご利用いただけます。

地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

- ・公的書類(下表3、4、5、6番)は「TDB電子証明書TypeA利用申込書」1枚につき、各1枚ずつご用意ください。
- ・(7)(8)は必要な場合のみご用意ください。

必要書類		チェック
1	TDB電子証明書TypeA利用申込書	<input type="checkbox"/>
2	在職証明書	<input type="checkbox"/>
3	名義人の住民票(原本、かつマイナンバーの記載がないもの)	<input type="checkbox"/>
4	名義人の印鑑登録証明書(原本)	<input type="checkbox"/>
5	a)【法人の場合】 商業登記簿謄本(原本)	<input type="checkbox"/>
	b)【個人事業者の場合】 事業を行っている事を証明できる公的書類の写し(税務署への開業届、青色申告書の表紙等)	<input type="checkbox"/>
6	a)【法人の場合】 会社代表印の印鑑証明書(原本)	<input type="checkbox"/>
	b)【個人事業者の場合】 代表者の印鑑登録証明書(原本)(名義人=代表者の場合は不要)	<input type="checkbox"/>
(7)	(カードリーダーをお持ちでない場合)カードリーダー申込書	<input type="checkbox"/>
(8)	(残存期間割引を利用される場合)TDB電子証明書TypeA割引申込書	<input type="checkbox"/>

※最新情報はTypeAホームページ（<http://www.tdb.co.jp/typeA/>）にてご確認ください。

価格・有効期間

1. 電子証明書 (ICカード)

商工会議所会員の場合は、通常料金から2,000円の割引制度を設けております。
 ※割引制度の適用につきましては、所属する商工会議所宛にご確認ください。



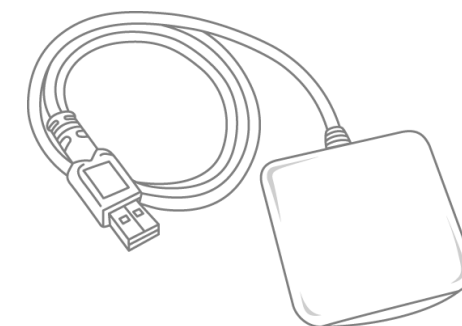
(金額：税抜)

有効期間		2年版		3年版		4年版		5年版	
		約2年1ヵ月 (760日)		約3年1ヵ月 (1,125日)		約4年1ヵ月 (1,490日)		約4年10ヵ月 (1,765日)	
		通常価格	商工会議所 会員価格	通常価格	商工会議所 会員価格	通常価格	商工会議所 会員価格	通常価格	商工会議所 会員価格
料金/枚	1枚目 (初回価格)	28,000	26,000	33,000	31,000	42,000	40,000	48,000	46,000
	2枚目以降	26,000	24,000	30,000	28,000	38,000	36,000	43,000	41,000
	10枚以上 同時申込	20,000	18,000	28,000	26,000	36,000	34,000	41,000	39,000

2. ICカードリーダー

(金額：税抜)

USBタイプ/台	6,500円
-----------------	---------------



申込に、住民票や印鑑登録証明書がなぜ必要なのですか？

「法人(組織)に所属する自然人(個人)」からの申込に関して**本人確認と申込意思確認**を「住民票」および「印鑑登録証明書」を用いて実施するよう法律で定められているため、提出をお願いしております。
→「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第5条第1項

提出する住民票に「個人番号」の記載は必要ですか？

住民票は「個人番号」の記載は不要です。**個人番号の記載がないものをご用意ください。**
なお、住民票などのお申込み時にご用意頂く公的書類につきましては「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第12条第2号にて、認証局で10年間の保管が義務付けられています。
ご返却は出来かねますことをご了承ください。

ICカードと暗証番号を会社に送付してもらえないですか？

ICカードとPIN（暗証番号）は、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第6条第3号に基づき、**ICカード名義人の住民票記載住所宛に発送**することになっており、会社宛に送付できかねます。
なお、安全のため郵送方法は異なります。
ICカード：本人限定受取郵便（特例型）
PIN通知書：書留郵便

PIN通知書を紛失しました。再発行は可能でしょうか？

PIN通知書に記載されているPIN番号は「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第6条第3号に基づき**認証局で保持いたしません。**
PIN通知書の紛失などによりPIN番号が不明となった場合は、ICカードは使用不可となり、再度お申しいただく必要がございます。
他の郵便物と混ざらないように大切に保管ください。

※最新情報はTypeAホームページ (<http://www.tdb.co.jp/typeA/support/01.html>) にてご確認ください。

〈注1〉 TypeAで申請可能かご確認ください

申請者の「職名」の証明が必要な届出や申請（例、労災関連）や社会保険労務士が代理申請する場合など、TypeAが利用できない申請もあります。

電子証明書が不要な場合もありますので、必ず事前に以下の「e-Gov電子申請手続検索」などを使って利用可能な電子証明書を確認していただくか、各手続きの相談窓口へ直接お問合せください。

【e-Gov電子申請手続検索】

<https://shinsei.e-gov.go.jp/recept/procedure-search/>

〈注2〉 ICカードの名義人をご確認ください

一般的には以下の通りとなります。必ず利用先への事前確認を行ってください。

- ・ 電子申請：申請手続きごとに指定されている人物
- ・ 電子申告/納税：代表者（ただし、経理責任者の電子証明書が必要な場合があります）

〈TypeAに関するお問合せ先〉

株式会社帝国データバンク

電子認証局ヘルプデスク

TEL：0570-011999

上記の電話番号はナビダイヤルです。発信不可能な電話をご利用の場合はE-mailをご利用ください。

受付時間： 平日9：00から17：00まで（土日、祝祭日、年末年始12月30日から翌年1月4日までを除く）

E-mail：certinfo@mail.tdb.co.jp

URL：<http://www.tdb.co.jp/typeA/>

弊社はネットワーク上の商空間においても
安全かつ健全な企業活動を支援します

- 当資料は現時点での一般的な情報に基づいて作成しており、その情報の正確性、完全性および適合性について保証するものではありません。
- 当資料により、貴社と弊社の間には何ら契約関係が発生するものではなく、弊社が法的な義務・責任を負うものではありません。
- 専門的知識や法律に係る問題については、貴社の顧問弁護士、税理士などの専門家にご相談ください。
- 当資料は著作権法と不正競争防止法上の保護を受けています。当資料の一部あるいは全部について、株式会社帝国データバンクから文書による承諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写、複製、ノウハウの使用、企業秘密の展開等を行うことは禁じられています。



法人番号：7010401018377
TDB企業コード：986700000